

【質問9】(2) (人数)

次に、貴事業所で、これらの行為を実際に行なっている事例があれば、その人数を対象者数の欄に記載して、そのうちで本人・家族などの希望によるものを該当欄に記載してください。

また、身体拘束を行うにあたっては、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を満たし、かつ、それらの要件の確認の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。具体的には、下記の～などが留意する必要があります。最後に、(2)の実際に拘束を行なっている事例の対象者のうち、～までの全ての手続きを経て拘束を行なっているものを該当欄に記載してください。

「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを施設全体で判断することとしているか
 利用者本人や家族から同意を得ているか
 拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しているか

具体的な行為 対象者数	前回調査(H14)		今回調査(H16)		
	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	実際に行っている者(a)	(a)のうち、本人、家族の希望	(a)のうち、全ての手続きを経ている者
徘徊しないように、車いすやいす・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	64	25	18	8	14
	2.4	39.1	0.8	44.4	77.8
転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。	61	21	170	18	164
	2.2	34.4	7.2	10.6	96.5
自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。	1,186	242	921	228	461
	43.6	20.4	39.2	24.8	50.1
点滴・経管栄養のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。	73	27	83	48	59
	2.7	37.0	3.5	57.8	71.1
点滴・経管栄養のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。	178	70	256	95	210
	6.5	39.3	10.9	37.1	82.0
車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。	753	312	673	323	537
	27.7	41.4	28.7	48.0	79.8
立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。	22	32	4	1	4
	0.8	145.5	0.2	25.0	100.0
脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。	270	75	166	67	139
	9.9	27.8	7.1	40.4	83.7
他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。	6	1	0	0	0
	0.2	16.7	0.0	0.0	0.0
行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。	29	9	31	13	29
	1.1	31.0	1.3	41.9	93.5
自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。	77	49	27	6	14
	2.8	63.6	1.1	22.2	51.9
対象者延べ人数合計	2,719	863	2,349	807	1,631
	100.0	31.7	100.0	34.4	69.4
対象者実人数合計	2,256	768	1,371	460	561
	100.0	34.0	100.0	33.6	40.9